

広島県訓令第十号

本 庁
地 方 機 関

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年広島県規則第二十七号。以下「改正規則」という。）による改正前の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）による次の表の上欄に掲げる職にある者（部長又は技師にあつては、県立病院に所属し医療職給料表（一）の適用を受ける者に限る。）は、別に辞令を發せられない限り、改正規則による改正後の職員の職の設置に関する規則による同表の下欄に掲げる職に名称変更する。

旧 職 名	新 職 名
部付	局付
部長	主任部長
医長	部長
技師	医長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。